

答申作成にあたって（確認・検討資料）

1. 審議内容等

（1）はじめに

特別職の報酬等の額は平成 6 年開催の八尾市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の答申を受け、平成 7 年に改定されて以降改定されておらず、審議会も、平成 6 年以降他市との比較を行うなど推移を見る中で開催されてこなかった。

今般、特別職の報酬等に対する社会的な関心の高まりもあり、改めて、市民に理解される、その職務と責任に見合った額について、様々な視点から審議するよう市長からの諮問を受けた。

（2）職務と責任

議員及び市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員（以下「常勤特別職」という。）が担う職務と責任は、住民ニーズの高度化、多様化に伴い大きくなっているが、八尾市においては、地域分権の仕組みづくりを積極的に行い、地域住民の健康増進の取り組み、また、中核市移行に向けた取り組みなども行われており、その職務と責任は更に大きくなる状況にある。

また、予算決算常任委員会を設置し全議員体制で決算審査を行うとともに、所管事務調査等を通じた政策提案を行うなど、議会も、積極的に、その担う役割を果たすための取り組みが行われている。

（3）府内各市及び全国の施行時特例市の報酬等の額

①府内における状況

議員報酬月額 は 31 市中上位から 11 位、市長の給料月額は 9 位であるが、府内の施行時特例市 5 市で比較すると、議員報酬月額は 4 位、市長の給料月額も 4 位であり、その額においても概ね均衡が取られている状況である。

また、議員を基準として比較した議長、副議長の報酬月額の割合並びに市長を基準として比較した他の常勤特別職の給料月額の割合についても概ね均衡が取られている状況である。

②全国の施行時特例市における状況

議員報酬月額は 37 市中上位から 7 位、市長の給料月額は 22 位であり、人口規模が 26 万人以上 28 万人未満の類似団体 6 市で比較すると、議員報酬月額は 3 位、市長の給料月額は 6 位で、その額においても概ね均衡が取られて

いる状況である。

また、議員を基準として比較した議長、副議長の報酬月額の割合並びに市長を基準として比較した他の常勤特別職の給料月額割合についても概ね均衡が取られている状況である。

(4) 一般職の給与の改定状況

一般職の給与は、給与決定の原則である、情勢適応の原則、均衡の原則に則り、民間給与実態調査で算出された官民比較に基づく人事院勧告を基本として改定が行われている。

八尾市における一般職の初任給（大卒）は、平成23年度が185,800円で、平成28年度は183,300円となっており、ほぼ変動していない。

なお、特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであり、一般職の給与とはその性格が異なるため、必ずしも連動させる必要はないと考える。

(5) 八尾市の財政状況

財政力を示す財政力指数は、平成26年度に比べ平成27年度は0.01ポイント改善し0.75となっている。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率も、平成26年度に比べ平成27年度は1.0ポイント改善し98.8%となっているが、平成27年度決算では、一般会計において11億円弱の収支不足が生じ、公共公益施設整備基金を12億円取り崩し、平成28年度の当初予算においても財政調整基金から29億4千万円の繰入が見込まれており、楽観できる状況ではない。

(6) 社会経済情勢等

前回審議会開催の平成6年は、バブル経済が破綻し経済状況が悪くなり始めた頃で、その後も景気の低迷が続いたが、近年においては徐々に回復傾向にある。

物価は、平成6年の消費者物価指数を100とした場合、平成27年は101.4と1.4ポイント上昇している。また、大阪府の最低賃金は、平成6年の634円から平成28年には883円と年々上昇し、民間賃上げ率は平成6年以降、対前年比1.63%から3.13%のプラスが続いている。

行政の取り組みをわかりやすく発信してほしいとの意見も多く、議員や市長が果たしている役割や、その取り組み成果等の市民への伝え方などの検討も必要であると考えます。

民間企業においては、業績に応じて役員の給与が減額される場合もあり、議員や市長の報酬等についても働きに応じて定めるべきとの考えもあるが、本審議会では審議を行っている条例本則の額については、担う職務と責任に報いる額とするべきであり、その報酬等に見合った働きがあったか否かについては、選挙等における審判に委ねるべきであると考えます。

(7) 各手当のあり方について

各手当は報酬月額や給料月額とは別に支給されているが、議員や市長にどの程度の報酬等が支給されているのか市民には把握しづらく、報酬月額等に含めて支給するべきとの考えもあるが、各手当には報酬月額等とは異なる性格があるため、報酬月額等とは別に支給するべきであると考え。ただ、議員や市長等の報酬等の総額について、市民が把握しやすくなるような伝え方の工夫が必要であると考え。

①退職手当

支給水準について、府内及び全国の施行時特例市との比較を行ったが、概ね均衡が取られている状況であり適当である。

②期末手当

府内及び全国の施行時特例市の状況からも算定方式等は総じて均衡しており、支給月数については、人事院勧告に準じることで社会一般の情勢に適応していることになるので、現状のあり方や改定の手法は適当である。

③地域手当

府内及び全国の施行時特例市の状況からも総じて同様に支給されている状況であり、支給率については、人事院勧告に準じることで地域の民間賃金水準を反映させることになるので、現状のあり方や改定の手法は適当である。

(8) 条例本則の額と臨時、特例的な減額の関係

現在、多くの自治体で給料月額や退職金等について、臨時、特例的な減額が行われ、八尾市においても常勤特別職の給料月額の臨時、特例的な減額が行われていた。これら臨時、特例的な減額は、各自治体における様々な状況等を踏まえて、議会や市長が減額するべきと判断し、行われているものと考えられる。

本審議会においては、議員や常勤特別職の職務と責任に見合った条例本則の額を審議するという趣旨から、臨時・特例的な減額の適否については、審議対象とはしなかった。

2. 【結論】 議員報酬の額及び常勤特別職の給料の額等

(1) 議員報酬の額及び常勤特別職の給料の額

①議員報酬の額は、現行の額に据え置くことが適当である。

②常勤特別職の給料の額は、現行の額に据え置くことが適当である。

(2) 各手当のあり方

議員報酬や常勤特別職の給料とは別の手当として支給することが適当である。

①退職手当は、現行の算定方式に基づき支給することが適当である。

②地域手当は、人事院勧告に準じ適用している現行の手法は適当である。

③期末手当は、人事院勧告に準じ適用している現行の手法は適当である。